

委員会の審査から

市議会には、4つの常任委員会が設置されており、本会議で付託された議案・請願、所管事務調査による行政報告等、各所管事項について詳細にわたり審査を行っています。その中から、各委員会の主な審査状況をお知らせします。

文教社会

12月12日に議案13件、
請願1件の審査を行
いました。

**町田市立学校施設の開放
に関する条例の一部を改
正する条例**
**～20年4月から学校温水
プールの使用料を改定～**

の形をとらせていただいている
ます。現行の料金をどう見直
しするかといったところで確
認をして います。

委員 今高齢者の方がいか
に体力を維持するかといった
ところも課題になつて いる中
で、このことで利用回数が減
るのではないか、そういった
検討はされたのか。

スポーツ振興課長 今のと
ころ利用者が減少するとい
ふことは余り考えていません。
今、温水プールでは無料のレ
ッスンをやつており、かなり
好評です。いつも來ても状況に
応じてワンポイントレッスン
が受けられるといったような
働き盛りの方、高齢者の方に
も比較的なじみやすい無料教
室をこれから検討していくこ
とも考えていますので、そ

いふがどうぞなしでないかと知り、して、利用者減にならないよう、これから検討していく考えです。

委員 受益者負担率100%の使用料を取るとしたら、実際幾らになるか。

スポーツ振興課長 18年度の計算で約1200円となります。

委員 1200円に比べれば安いが、1・5倍という金額は視覚的にも、310円が460円はかなり大きいと思うが、今後どのように利用者に説明していくのか。

スポーツ振興課長 消費税率の値上げ、利用料金変更の際にやつてきたことですが、1カ月前から券売機等に値上げの料金と値上げの趣旨を掲示して、理解を深めていきたいと考えています。

總務

委員 企業版ふるさと納税ということで、町田市にとつては収入がふえるが、一方、企業の本拠地である本来税金を納めるところは、控除によつて税収が少なくなる。本来の税の原則が崩れていくことになるのではないか。

委員 芹ヶ谷公園の整備事業に伴う寄附を集めた基金の条例ということだと思う。特にその事業のうちのどこの部分にということではないのか。
企画政策課担当課長 芹ヶ谷公園の事業のトータルで4億8千万円の中のどこという指定があるわけではないです
委員 設置するための条例を求めているにもかかわらず、営業活動、賛同を得るために動くときに、人数がわかりませんとか、あやふやなものを条例として上げてくるのはいかがなものか。

～小野路宿里山交流館の施設の利用料金を改定～

委員 何か付加価値がつくものではなく、受益者負担の適正化のみの判断による値上げということか。

観光まちづくり課長 受益者負担の適正化とあわせて、近隣の施設等の状況も確認していますので、その中での利用料金の改定ということです

委員 近隣の施設と値段を合わせた、それとも受益者負担の率を合わせた、どちらか

観光まちづくり課長 利用料金の金額の水準を合わせた

建設

12月12日に議案17件の審査を行いました。

町田市立公園条例の一部を改正する条例

～町田ほたん園の団体入園料を廃止～

委員会 受益者負担の適正化で団体利用の枠を外すということだが、50円とか20円とか安くなっている、それが適正ではないという判断なのか。

公園管理担当課長 今回の団体割引の廃止ですが、開園当初、多くの方に来ていただき、収益も含めて団体割引を設定したところですが、この団体割引についても、入園者の確保が開園以来できつたるということと、こうした状況のことを踏まえながら受益者負担の適正化に関する公平性、均衡性の観点から廃止させていただくものになります。

委員 1人でも多くの人に

適正化の部分の方向性で考えた場合に、団体が結構多く来ている。そこの部分で、単体で来もらつたほうが収益としては上がるというところだと思う。この条例改正というのは、団体の部分だけでも1回廃止して、収益を上げようという理解でいいのか。

公園管理担当課長 そういう趣旨も含めて行つてはいるところです。

町田えびね苑条例の一部を改正する条例

（）団体入苑料を廃止、小学生の入苑料を無料に（）

委員 これからのことでも考
えて、今回、小学生を無料に
するということだが、観光地
に行くと、シルバー割引とか、
市民割引とかを設定されてい
るところが多い。特にスマ
トウェルネスという考え方か
らすると、観光地は、むしろ
シルバー割引が結構主流にな
っている。これからも含めて
入場料を考えるときに、そう
いうものは検討されたのか。

公園管理担当課長 今回の
考え方についてはばたん園と
同様です。引き続きマーケテ
ィングを含めて、経営的な視
点も含めて検討する1つの課
題と認識しているところです。

健康福祉

委員 わくわくプラザの受益者負担割合は、どの程度になつてゐるのか。例えば、昨年度の稼働率とか使用料収入利用料が免除されている割合はいかがか。

高齢者福祉課長 18年度において、まず稼働率は77・4%となつており、受益者負担割合が7・8%となつています。そのうち減免率があり、81%となっています。収入額が、37万9350円となつています。

委員 わくわくプラザは、選択的で民間で類似サービスがないという区分けだと思うけれども、減免率が81%とい

では、今回、3割ぐらいの値上げになる。算出根拠、3割分上がる根拠、その辺はいかがか。

高齢者福祉課長 まず、受益者負担割合が基本方針では50%を目安ということで考えられて設定されています。受益者負担割合について7・8%だが、これに減免したものこういった団体が料金を支払ったものとを考えた場合40・9%になることから、この40・9%を50%に近づける形で考えた場合に約1・3倍ということになったのです。

委員 この条例改正によつて収入がふえた分、指定管理

た分、指定管理料を下げる効果があるという答弁が出ていたけれども、それとは違うと いう解釈でいいのか。

高齢者福祉課長 指定管理 料の金額の設定には、その施設での収入を指定管理料に充て的方式と充てない方式があり、わくわくプラザについては、施設利用料を指定管理料の収入として充てないという考え方になっています。受益者負担の基本方針に基づいた値上げではあるけれども、これは収入増を目的としたものではなく、あくまで受益者とそれ以外の方の均衡を図ることが目的ということです。